

美ら島沖縄 2

～ちゅらしまおきなわ～

FEBRUARY
2019
vol.521

読者
プレゼント

抽選で計10名様に!
www.P18-check

沖縄とアジアの 文化交流

今日の PICK UP



さらに詳しい内容は /
P10をチェック!

特集 1 2月24日は、県民投票の投票日です。

特集 2 ~路線バスの利便性向上を目指して~
国道58号のバスレーンを延長

12/15-16

大相撲沖縄場所
〜平成30年冬巡業〜

大相撲沖縄場所・平成30年冬巡業、が沖縄コンベンションセンターで開催され、玉城知事が一知事が高砂廻りを行了しました。

幕内トーナメントでは、横綱の白鵬関や大関の栃ノ心関等が出陣し、力士の力ある取組は大盛況でした。



(左から) 栃ノ心関、玉城知事、白鵬関、嘉手川文化観光スポーツ部長、高安関



白鵬関の土俵入りと観客会場

12/15

新沖縄県立図書館
開館記念式典



テープカットセレモニー

12月15日(日)新沖縄県立図書館が開館しました。10時から開館記念式典が行われ、14時から一般開館となりました。開館前日から約7000人が並び、初日から多くの来館者で賑わいました。

新沖縄県立図書館は、カフーナ相模 A 街区内の3階から6階(一般利用は5階まで)で、面積は旧館の約2倍、旧館の最大収容力は旧館の約3倍の216万冊となりました。

県民の様々なニーズに対応することにも、沖縄の文化継承・発展の中枢となる新しい時代にふさわしい図書館を回帰します。

12/27

駐日エチオピア大使
チャム・ウガラ・ウリヤット氏が、
玉城知事を表敬

駐日エチオピア大使チャム・ウガラ・ウリヤット氏が県庁を訪れ、玉城知事を表敬訪問しました。

大使は「沖縄の訪問は初めてだが、沖縄の強かい気候はエチオピアの気候のようだ」と述べました。

また、日本のエチオピアへの援助を感謝するとともに、日本とエチオピアは政府レベルだけでなく、人と人との交流を進めたいと語りました。



ウリヤット駐日エチオピア大使一行

12/27

函館豆記者による玉城知事
及び平教教育長への取材活動



函館豆記者との記念撮影

函館の小学5年生10名が函館豆記者として、12月26日から30日の日程で沖縄での取材活動を行いました。

12月27日には、玉城知事、平教教育長を表敬し、沖縄の自然保護や早期教育などについて取材活動を行いました。



函館豆記者の皆さんと玉城知事の
名刺交換

2月24日は、 県民投票の 投票日です。



～あなたの思いを投票へ～

県民の皆様が直接意思を示すことができる
大切な機会です。積極的に投票に参加しましょう!

県民投票とは?

この県民投票は、地方自治法第74条に基づく住民の直接請求によって制定された「辺野古米軍基地建設のための理立ての賛否を問う県民投票条例」に基づき、実施されるものです。

通常の選挙のように特定の候補者に投票するものではなく、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための理立てに対し、県民の意思を示すための投票です。

投票資格者

平成31年2月13日時点で日本国籍を有する満18歳以上（平成13年2月14日生まれも含む）の方で、沖縄県内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していることがあり、かつ、その後も引き続き沖縄県内に住所があるもので、投票資格者名簿に登録されている方です。

●平成31年2月13日時点で海外に転出されている方は、投票できません。
●上記にかかわらず、平成31年2月13日時点で公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

県民投票の結果について

●県民投票の結果については、条例の規定に基づき、速やかに告示し県民の皆様にお知らせすることとされています。

●賛成の数、反対の数又はどちらでもないの数いづれが多い数がある投票資格者総数の4分の1に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならぬとされており、また、この場合において投票の結果については、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、通知することとされています。

あなたの思いを投票へ

2019

2.24

辺野古米軍基地建設のための理立ての賛否を問う

県民投票

県民投票センター 098-999-6000

投票の方法

普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設の理立てについて、賛成するときは賛成の欄に○の記号を、反対するときは反対の欄に○の記号を、賛成又は反対のいずれでもないときはどちらでもないの欄に○の記号を、一つだけ記入します。

●○の記号以外は書かずに「X」や文字等を書いたり、白紙は無効となります。

●選挙権年齢未満も準備しています。
●指定病院・施設での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

どちらでもない	賛成	反対
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

●記入していただく際は、
○の記号は何れも書かずにください。

●投票用紙の裏面に「投票用紙」の記載があります。

県民投票センター

投票日

2月24日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

2月15日(金)～2月23日(土)

あなたの思いを投票へ

2月24日は県民投票の投票日

● 辺野古米軍基地建設に関する主な経緯

H 7. 9. 4	米兵による少女暴行事件が発生
H 8. 4.12	橋本総理（当時）とモントーレル駐日米大使（当時）が会談し、普天間飛行場の全面返還に合意したことを発表
H 8.12. 2	日米両政府が沖縄に関する特別行動委員会（SACC）最終報告を承認（今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還）
H11.11.22	県は軍民共用・使用期間15年を条件に、普天間飛行場の移設候補地として「キャンプ・シュワブ水城内名護市辺野古沿岸部」に決定した旨を発表
H11.12.28	軍民共用案に係る「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定
H16. 8.13	米海兵隊所属ヘリコプター（CH-53D）が沖縄国際大学の構内に墜落
H17.10.29	日米安全保障協議委員会（2+2）で、新たな移設案（V字型案）に合意
H18. 4. 7	防衛庁長官と名護市長、辺野古町長との間で「普天間飛行場代替施設建設に係る基本合意書」を締結
H18. 5. 1	「2+2」で「両国の実務のための日米ロードマップ」の最終合意がなされ、V字型案が承認
H18. 5.11	和歌山知事（当時）と防衛庁長官は、「在沖米軍再編に係る基本合意書」を取り交わした
H18. 5.30	政府は、V字型案を基本とすることを含む「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政策的取組について」を閣議決定し、軍民共用案に係る平成11年12月の閣議決定を廃止
H25.12.27	件内閣総辞任（当時）は普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けた埋立てを承認
H27.10.13	新長知事（当時）は埋立承認手続きに機能があるとして、公有水面埋立承認を取り消し
H28. 3. 4	国と県との間で代執行訴訟を含む埋立承認取消処分をめぐる訴訟について、和解が成立
H28. 3.22	県は、国土交通大臣から埋立承認取消処分について、是正の指示を受け、国地方係争処理委員会へ審査申出
H28. 6.17	国地方係争処理委員会は、「両国に協議し、両方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道である」との審査結果を通知
H28. 7.22	国は、埋立承認の取消しを取り消さないことが憲法であることを確認する訴訟を、福岡高等裁判所新築支部に提起（不作為の違法確認訴訟）
H28.12.20	最高裁判所は、不作為の違法確認訴訟における県の上告を棄却、県の取消決定
H28.12.26	県は、埋立承認取消処分を取り消し。
H28.12.27	県は承認に付した留置事項に基づく事前協議を求めていたが、政府は埋立工事を再開
H30. 8.31	県は、承認後に確認された埋立行為等により承認の要件を充足しないことが明らかになったとして、埋立承認を取り消し（撤回）
H30.10.17	沖縄防衛局長は、県が行った埋立承認の取消しについて、国土交通大臣に対して、行政不服審査法に基づき審査請求及び執行停止を申請
H30.10.30	国土交通大臣は、県の埋立承認取消処分の執行停止を決定
H30.11.29	県は、国地方係争処理委員会に審査を申請
H30.12.14	沖縄防衛局長が名護市辺野古沿岸部の埋立区域に土砂投入

● 辺野古埋立事業概要



【辺野古埋立事業概要】

面積等

公有水面埋立面積：約160ha

（埋立部分及び作業ヤード含む）

飛行場面積：陸上部・埋立部併せて約205ha

主な施設

滑走路（長さ1200m×2本）、燃料機庫及び燃料関連施設、格納庫（8棟程度）
 駐機場（約24ha）、飛行場支援施設、洗機場、
 弾薬搭載エリア、エンジンテストセル、
 消火訓練施設、ヘリパッド（4カ所）、
 護岸（保船機付付き）他

出典：普天間飛行場代替施設建設事業に係る両国連合評議書（沖縄防衛局）も参照

問い合わせ

県民投票推進課

電話：098-866-8060

FAX:098-866-2115

あなたの思いを投票へ

2月24日は県民投票の投票日

路線バスの利便性向上を目指して

国道58号のバスレーンを延長

④ バスレーンの延長について

わが国で唯一鉄道がない沖縄県は、自動車への依存が高い社会となっており、慢性的な交通渋滞、路線バス利用者の減少、環境負荷の増大など、様々な課題を抱えています。

このような中、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「人間優先のまちづくり（ロー・P）」低炭素型社会を実現するため、路線バスの利用促進に取り組みしており、その一つとして、路線バスの定時性や速達性を向上させることを目的に、バスレーンの延長を進めています。

現在、国道58号の北向け車線には、17時半から19時の間、那覇から牧港歩道橋付近までバスレーンが導入されておりですが、平成31年2月12日火曜日から、さらにバスレーンを延長することとしており、大謝名交差

点から伊佐交差点付近までの区間についても、導入することとしています。

本島中南部の交通渋滞の緩和には、道路網の整備に加え目家用車から公共交通利用への転換が重要であり、バスレーンの延長は、バスの利用促進に向けた利便性の向上を図るものでありますので、県民の皆様のご理解とご協力、交通ルールの遵守をよろしくお願い致します。

⑤ 基幹バスの導入について

現在のバス路線は、複雑かつ長距離のため利用者にとつてわかりにくく、定時・速達性も低い状況です。

県では、関係機関と連携して、バスの運行本数の多い那覇市から沖縄市までの区間を基幹ルートとして位置づけ、定時・速達性が高く、多頻度で運行する基幹バスの導入を推進しています。

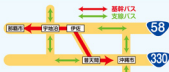
基幹バスは、①運行時刻を気にすることなく利用できる、②必要に応じて急行運行による速達性の向上や、③バスレーンによる定時性の確保、



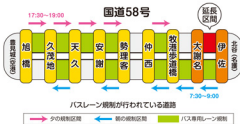
④行き先別カラーリングなどによるシンボル性を持たせたバスを目指しています。

基幹バスの導入により、現在のバス路線を基幹区間・支線区間に再編するバス網の再編にも取り組むこととしています。

基幹バスイメージ図



- 国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に基幹バスを導入
- 現在のバス網を基幹区間と支線区間に分ける



あなたの思いを投票へ

2月24日は県民投票の投票日

ノンステップバス



- 1 交通弱者を含む全ての利用者の乗降性に配慮するノンステップバスの導入

電光表示器



電光表示器



- 2 停車バス停や行き先情報を多言語で表示する多言語対応電光表示器の導入

ICカード(OKICA)



- 3 バスやモノレールの乗降や乗車券購入時等の発着と運賃精算の手続きを軽減するIC乗車券(OKICA)の導入

バス停グレードアップ



大きく見やすい時刻表

- 4 バス停の快適性向上に向けて、上座の整備や、大きく見やすい時刻表を掲示するバス停のグレードアップ

バス現在位置検索

バスの位置が
かんたん検索！

- 5 バスの現在位置を検索できるバスロケーションシステムの導入

わったーバス党



- 6 路線バスに楽しみを持ってもらい過度な自転車利用から路線バスへの利用を促す「わったーバス党」による広報

路線バスの利用環境改善の取り組みについて

県では、関係機関と連携して路線バスの利用環境を改善するため、様々な取り組みにも力を入れています。

路線バスは少しずつ乗りやすくなっています！ 渋滞緩和はもとより、地球温暖化防止や健康増進のためにも、路線バスを利用してみませんか。

テレビCM



施策(バスレーン延長・基幹バス・バスの利用環境改善)に関する問い合わせ

沖縄県交通政策課 電話:098-866-2045



バスレーン延長に関する交通規制に関する問い合わせ

沖縄県警察本部(代表) 電話:098-862-0110



伝えよう 広めよう ウチナーの食文化

沖縄の伝統的な食文化の 現状と課題

本県の食文化は、長い歴史や諸外国との交流の中で、人々の生活に根付いて育まれた独特なものであります。

歴史をたどると、琉球王朝時代に中国の冊封使等を歓迎するための料理が生まれ、調理技術や作法等を洗練させて宮廷料理として確立しました。それが上流階級に伝わり、明治以降は一般家庭にも広がりさらに発展しました。

一方、庶民料理においては、亜熱帯・島嶼の自然環境のもとで、手に入る材料を用い、知恵を絞って独特の料理を創り出しました。



東道盆

それは医食同源の理念がなかったものであり、今日でも「フスイム」として、生活に根付いています。琉球料理はその双方を源流として現在に受け継がれて

きました。

しかし、近年食生活の欧米化などを背景として、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、私たちの食を取り巻く環境は大きく変化しており、伝統行事の簡略化等による食事の衰退、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み、伝統的な食文化が失われつつあります。

沖縄県の取組と目指す姿

このため、県では、平成28年度に「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」を策定し、伝統的な食文化の保存・普及・継承に取り組んでいきます。

具体的には、保存については、経験豊富な調理師又は栄養士を対象に琉球料理担い手育成講座を実施し、受講修了後は、伝統的な食文化の普及啓発に関する様々な活動を担う「琉球料理伝承人」として認定しています。

また、失われつつある伝統的な食文化に関する写真や資料などの情報を収集し、体系的に整理することとしています。

次に、普及について、平成30年度にWEBサイトを開設し、伝統的な食文化の魅力等を



平成30年 琉球料理担い手育成講座修了式

分かりやすく情報発信し、県民や観光客への普及、提供を推進するとともに、伝統的な食文化の価値を向上させることによりブランド化を図ることにしています。

さらに、継承については、琉球料理伝承人による出前講座など、伝統的な食文化を継承する場や機会を創出することや、保存・普及・継承の活動を継続的に推進するために、活動主体となる団体等のネットワークを構築し、連携を強化することとしています。

これらの取り組みにより、県民が伝統的な食文化の価値を再認識し、愛着と誇りをもつとともに、伝統的な食文化を観光資源として活用していただけることを目指しています。

問い合わせ

文化振興課 電話：098-866-2768 FAX：098-866-2122

